

[平成21年 第2回定例会]-[06月29日-07号]-P. 474

◆37番(青山圭一) それでは、4点通告をしておりますが、4番目の財政については次回に譲りたいと思います。なお、順番を都市農業について、固定資産について、廃棄物処理事業について、それぞれ一問一答方式で伺いたいと思います。

まず初めに、都市農業についてであります。都市農業のうち、生産緑地制度について、経済労働局長に伺います。この質問は、平成12年の決算審査特別委員会において取り上げさせていただきました。当時の経済局長は、長期にわたって、農地の保全、確保が図られる生産緑地法に基づく生産緑地地区の指定は極めて重要であると考えていると答弁されています。本市における市街化区域内農地と生産緑地の推移並びに本市及び首都圏における指定都市における生産緑地について、農業従事者から市への買い取り申し出及び実際に買い取った件数について伺います。また、この制度の問題点をどのように考え、今後どのように対応していくのか、あわせて伺います。

○議長(潮田智信) 経済労働局長。

◎経済労働局長(平岡陽一) 生産緑地制度についての御質問でございますが、初めに、生産緑地地区の指定の推移でございますが、改正生産緑地法に基づき、平成4年に1,867カ所、296.1ヘクタールを指定し、当時は市街化区域農地に占める指定率は36.2%ございました。平成13年には2,066カ所、329.7ヘクタール、指定率58.1%となりましたが、平成14年から指定の追加・拡大よりも廃止・縮小が上回ったことから、指定面積は減少し、現在1,968カ所、311.3ヘクタール、指定率66%となっております。

次に、首都圏の4政令市の生産緑地買い取り申し出件数・面積及び買い取った件数・面積でございますが、平成13年度以降、本市では247件、30.6ヘクタールの買い取り申し出があり、1件0.05ヘクタールを都市計画道路の用地として買い取っております。横浜市では214件、21.5ヘクタールの買い取り申し出がありましたが、買い取りはございません。千葉市では56件、10.2ヘクタールの買い取り申し出がありましたが、買い取りはございませんでした。さいたま市では189件、34.4ヘクタールの買い取り申し出がありましたが、買い取り件数は2件、0.28ヘクタールを公園用地等として買い取っております。

次に、生産緑地制度の課題でございますが、1つに、生産緑地は都市計画法による地域地区であるため、公共用地の保留地機能を有しておりますが、農業基盤である農地として保全していくといった視点が不足し、また、営農意欲があっても、5アール未満の農地が制度から除かれていること。2つに、税制上の優遇措置がある反面、指定後30年経過、または農業の主たる従事者の死亡等が買い取り申し出の要件となっており、農業者の生産緑地地区指定をちゅうちょさせていること。3つに、買い取り申し出の主な要因は農業従事者の死亡等によることから、買い取り申し出の時期が特定できないことから財源の確保が困難であり、さらに、買い取り申し出後、1カ月以内に買い取りの判断をする必要があり、意思決定が難しいことなどでございます。こうした課題につきましては、これまでも農業関係団体を通じ、各種要望をしてきたところでございますが、今後も引き続き農業会議などの団体と連携しながら、法改正等を国、県に要望してまいります。以上でございます。

○議長（潮田智信） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 生産緑地を買い取るかどうかの決定についてこれまでどのような審議が行われたのか、審査期間がわずか1カ月という期間についてどのように考えているのか、総合企画局長に伺います。

○議長（潮田智信） 総合企画局長。

◎総合企画局長（三浦淳） 生産緑地の買い取り手続に関する御質問でございますが、生産緑地法第10条の規定に基づいて、農業の主たる従事者が死亡するなど引き続き農業に従事することが不可能となった場合には、土地所有者は、市長に対し、当該生産緑地の買い取りの申し出ができることとなっております。この申し出があった場合につきましては、各局に土地利用の意向について調査をし、その結果を踏まえ、公有地総合調整会議において、買い取りの必要性について審議し、定められた期間の中で決定をしているところでございます。以上でございます。

○議長（潮田智信） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 平成13年度以降の首都圏の4政令指定都市の生産緑地の買い取り状況は、先ほど経済労働局長から答弁いただきましたが、本市では247件中1件、横浜市では214件中なし、ゼロ件、千葉市では56件中ゼロ件、さいたま市は189件中2件、これを合わせますと706件でありますけれども、そのうち実際買い取りがされたのは3件ということであります。これでは、この制度は全く機能していないと言っていいと思いますね。この結果から考えれば、本制度は、農業従事者にとりましても、自治体にとりましてもよい制度とは言えないわけだと思います。それで、他都市とも連携を組んで、国等にこの制度のあり方について見直しを働きかけるべきと考えますが、経済労働局長の見解を伺いたいと思います。

○議長（潮田智信） 経済労働局長。

◎経済労働局長（平岡陽一） 国等への働きかけについての御質問でございますが、生産緑地法につきましては、抜本改正のあった平成3年がバブル経済の末期でございまして、高騰した地価を下げる目的で市街化区域内の農地については宅地化を推進するため、宅地並み課税を実施し、また保全する農地につきましては、生産緑地地区の指定により保全を図るとの改正がなされ、都市農地の保全には一定の効果があったものと考えております。しかしながら、現在の生産緑地制度では、首都圏を初め三大都市圏における共通の課題でございますので、これまでの農業関係団体を通じた要請活動に加え、今後、共通の課題を有する他都市との連携も図りながら、積極的に国等への働きかけに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（潮田智信） 青山議員。

◆37番（青山圭一） ぜひ積極的に国への働きかけをお願いしたいと思います。これまでも要請活動をしてきたと思いますけれども、実際、この首都圏で七百数件申し出があつて3件程度と。平成13年から約7年、8年になりますけれども、本当にもう制度は全く生かされていないということです。ぜひ連携を組んでしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、固定資産について、財政局長に伺います。固定資産の評価についてであります。近年、全国的に固定資産の評価に際し、固定資産税の誤課税や過大徴収が時折発生しております。そこで、本市において過去5年間の固定資産税の誤課税の件数及び金額について伺います。また、なぜこのような事態が生じてしまったのか、原因と対応及び防止策についても伺いたしたいと思います。

次に、家屋評価の課税根拠資料――再建築費評点計算書や基準年別計算書等については、自発的に納税者に開示しているのか、伺います。さらに、建物用途、構造の認定違いによる過誤納付の実態をどのように把握しているのか、財政局長に伺います。

○議長（潮田智信） 財政局長。

◎財政局長（浮揚庸夫） 固定資産税についての御質問でございますが、初めに、全国的な誤課税の状況につきましては承知していないところでございますが、全国で約6,000万棟ある家屋について、各自治体では評価の間違いないよう取り組んでいるものと認識しておりますが、本市におきましても約27万棟の家屋がございまして、本庁・区役所が一体となり評価に誤りがないよう努めているところでございます。また、他都市での課税誤りの報道がなされた場合には、本市でも同様の課税誤りがないか確認し、各区に注意喚起を行っているところでございます。

次に、本市の過去5年間の課税誤りの事例についてでございますが、平成19年5月には高津区での新築マンションの事例、平成20年4月には幸区と中原区での新築マンションの事例の計3事例があったところでございます。それぞれの誤りによる影響額でございますが、高津区の事例では不足税額がマンション全体で23万6,100円、幸区の事例では税額変更による減額がマンション全体で537万500円、中原区の事例では税額変更による減額がマンション全体で210万9,600円となっております。これらの課税誤りの原因につきましては、いずれも職員の課税データの入力誤りによるものでございました。いずれの事例に対しましても、それぞれの所有者を訪問し、お会いできる方につきましては直接おわびを申し上げ、正しい税額をお知らせし、今後の手続につきまして説明を行うなどしたところでございます。また、御不在の場合につきましては、再度訪問を行い、それでもなお御不在の場合には、おわび文等を記した書面を差しおくなど、可能な限り丁寧な対応に努めたところでございます。

また、再発防止策といたしまして、データの入力作業に細心の注意を払うとともに、入力後のチェックリストとの照合について、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、

さらに新しい確認用のリストを作成するなど、適正な課税に向けて対応したところでございます。平成21年度につきましては、本年4月8日に約39万通の納税通知書を送付いたしておりますが、先ほど申しあげましたような課税誤りの事例は承知していないところでございます。

次に、家屋評価の課税根拠資料の開示についてでございますが、納税者からの請求があった場合には、本人確認等を適切に行った上で、課税台帳など、納税者御本人の課税根拠資料の開示を行っております。開示の際には、それら資料の内容などについて、納税者の方に御理解いただけるよう丁寧な説明を行っているところでございます。

次に、建物用途、構造の認定違いによる過誤納付の実態については特に把握はしておりませんが、仮に評価誤りがあった場合には、速やかに是正することとしております。以上でございます。

○議長（潮田智信） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 納税者から評価間違いの問い合わせについて把握していないということですが、例えば、川崎区小川町のA物件、幸区堀川町のB物件については、家屋評価について構造認定に事実と異なる点があり、A物件については平成20年7月15日に川崎区役所に、B物件については平成20年8月5日に幸区役所に建物所有者からは是正申し入れがあったと仄聞しております。現地調査も含めた対応がなされたのか伺います。また、構造認定が申し入れのとおりであった場合、本市の負担額はどのくらいふえるのか、過年度分も含めて伺います。

平成21年度は、固定資産税額の評価がえの年であります。3年前の評価がえの年、平成18年度、構造認定の修正により評価を修正した件数及び金額についても伺います。

○議長（潮田智信） 財政局長。

◎財政局長（浮揚庸夫） 評価の問い合わせに対する対応についての御質問でございますが、各区役所の窓口で評価などに関して納税者からお問い合わせがあった場合、御説明をすることにより、大多数の方には御納得をいただいているところでございます。また、評価内容に関する詳細なお問い合わせにつきましては、納税者に御協力をいただきながら、評価内容のすべてを検証の上、対応することとしており、その場合は現地調査を含めた対応を図ることとしております。なお、その上で評価内容について不服がある場合には、固定資産評価審査委員会に対する審査申し出を経た上で、最終的には訴訟を提起することができますことから、納税者の利益は法的に担保されているものでございます。いずれにいたしましても、評価内容に関する申し入れがあった場合には、その内容を確認の上、対応することとしておりまして、申し入れがあったことのみで税額の再計算をすることは行っていないところでございます。

なお、評価がえの年でございました平成18年度における評価の修正は、各区において適正に対応したところでございます。以上でございます。

○議長（潮田智信） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 固定資産の評価に際して、全国的に誤課税の問題が発生していると申し上げたところ、そういった事例については承知をしていないというようなお話がありましたので、少し紹介させていただきますが、2006年に全国で発覚した冷凍・冷蔵倉庫の固定資産税の誤課税の問題、これは6月22日に横浜地裁に3億円の損害賠償請求が起こされており、また鎌倉市においても、12年で約1億6,000万円の過大徴収があったということも報道されておりますし、またさらには、関西、神戸では9,500万円の賠償命令が出ているということがありますので、大方適正にやっていただいているのは、賦課徴収ですから当然だとはいえ、評価に、各区役所の担当の方は一生懸命努力をされているとは思いますが、人間ですので、やはりミスも出てくる。そのときに、私が調査をする限りにおいては、申し入れをしても、いろんな資料を持ってきてくれということではなかなか取り合わない、このようなこともありますので、ぜひしっかりやっていただきたいと思っております。

今回、この問題を取り上げるに当たって、やはり固定資産の評価と課税の仕組みを簡素で効率的に変える必要があると私は考えております。全国でもこういう問題が出てきて、川崎でも、恐らく額は今それほどでもないと言ってはちょっと語弊があるかもしれませんが、やはりミスがわかって、これは5年分までしかさかのぼれないということですね。あとは自治体の判断ということですので、ぜひそういった点も含めてしっかりやっていただきたいと思っておりますが、国のほうに、この賦課方式というものを見直しして、納税者が申告する方式にすることを提案するのも一つの考えではないかと私は思います。このことによって税務職員の削減、これは配置転換とかという方法もありますので、そこら辺も含めて検討していただきたいと思っておりますが、評価に係るコストの削減、また自治体の固定資産の評価ミスに対する責任も、この賦課方式から申告方式にすることによってなくなります。諸外国においては、申告制をとる国もあります。川崎から全国に先駆けて、賦課方式ではなく、申告方式を採用するよう国に働きかける、こういうことも必要ではないかと思っておりますが、財政局長に見解を伺いたいと思っております。

○議長（潮田智信） 財政局長。

◎財政局長（浮揚庸夫） 固定資産の評価と課税の方式についての御質問でございますが、固定資産税の課税方法を賦課方式から申告方式に変更することにつきましては、新たに生じます納税者の事務負担、あるいは公平性の確保などさまざまな課題が考えられますことから、現状におきましては難しいものと認識しております。なお、現行の固定資産評価基準による固定資産の評価方法に対しましては、評価額を算出する計算過程が複雑であるという問題点も指摘されておきまして、現在、国において評価の簡素化に向けた調査研究を行っているとも聞いておりますので、こうした動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（潮田智信） 青山議員。

◆37番（青山圭一） この質問をするに当たって、担当者ともいろいろやりとりはしたんですが、どうも区役所からの情報がすぐに上がってきていない。区役所のほうで意図的に上げていないのか、そうする必要がないということで処理をしているのかちょっとわかりませんが、うちにもミスがあったので済みませんという連絡をもらっている人もいと仄聞をしておりますし、私もそういうような相談も受けたりもしましたので、ぜひ区役所とも本庁舎は連携をして、しっかり誤りのないように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、廃棄物処理事業について伺ひます。まず1点目、ごみ収集処理原価について、他政令市と比べ、どのような順位になっているのか、金額、政令市の平均値も含めて伺ひます。2点目、本市におけるごみ収集における直営収集比率の状況について、他政令市との比較についてもあわせて伺ひます。3点目、上記の結果をどのように受けとめているのか。4点目、本市における収集処理原価及び直営収集比率を政令市平均と仮定した場合の財政効果について、それぞれ環境局長に伺ひます。

○議長（潮田智信） 環境局長。

◎環境局長（寺岡章二） 廃棄物処理事業についての御質問でございますが、初めに、ごみ収集処理原価の政令指定都市比較についてでございますが、環境省が取りまとめております一般廃棄物処理事業実態調査の最新データでございます平成18年度版の数値によりますと、1トン当たりのごみ収集処理原価は、本市は約3万9,000円で、17政令指定都市中で17番目となっております。政令指定都市の平均は約2万9,000円でございます。しかしながら、ごみ収集処理原価は、市民1人当たりのごみ排出量が最も少ない広島市も15番目であり、本市は3番目に少ないわけでございますが、ごみ排出量が処理原価に影響している面もあるものと思ひます。また、市民1人当たりごみ収集処理原価につきましては、本市は約1万4,000円で、政令指定都市中14番目となっております。平均は約1万2,000円でございます。

次に、直営収集の比率についてでございますが、同じく環境省の平成18年度版のデータによりますと、総収集量のうち、本市は約72%で、政令指定都市中17番目となっております。平均は約40%でございます。また、本市の直営収集比率の内訳は、普通ごみが約69%で、粗大ごみにつきましては、平成20年度からすべて民間事業者に業務を委託しているところでございます。ごみの収集処理原価につきましては、分別収集の区分や収集の頻度、さらには中間処理や最終処分の方法が都市ごとに異なっておりますことから、一律に比較を行うことは難しいものと考えておりますが、引き続き民間を活用しながら、効率的・効果的な事業執行体制の整備に取り組んでまいります。また、本市の収集処理システムを政令指定都市平均と仮定した場合の財政効果についてでございますが、先ほど申し上げましたように、各都市におきまして収集処理の仕組みが異なっておりますことから、財政効果を数値で示すことは難しいと考えておりますが、平成18年度版のデータをもとに、収集運搬経費を試算いたしますと、本市と政令指定都市平均との差は1トン当たり約7,000円となるものでございます。以上でございます。

○議長（潮田智信） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 行革を所管する砂田副市長に伺いたいと思います。まず、先ほどの環境局長の答弁内容、17政令指定都市中17位でございますという答弁がありましたけれども、ぜひこちらのことも含めて伺いたいと思います。

次に、平成18年第4回定例会において、砂田副市長はこのように答弁しています。他の指定都市と比較をして、ごみ収集関係の職員数が多いということ、それから人件費率が高いという状況にあることは十分認識をしている。これまでの民間委託等の実績の検証を重ねる中で、ごみ収集業務全般のより効率的で効果的なあり方などにつきましてお示しできるよう、今後の行財政改革の取り組みに当たりまして検討を進めてまいりたい、このように答弁をされております。そこで、これまでどのような検討がされてきたのか、また、今後の取り組みのスケジュールも含めて伺います。

○議長（潮田智信） 砂田副市長。

◎副市長（砂田慎治） 行財政改革の取り組みなどについての御質問でございますが、初めに、ごみ収集処理原価についてでございますが、ごみ排出量との関係等につきましては、ただいま環境局長が答弁したとおりでございますが、さらに廃棄物処理事業につきましては、各自治体の歴史や地域特性等の理由により、分別収集の区分や収集の頻度、さらには処理形態などさまざまな面で違いがあり、清掃事業に関する大都市局長会議の中でも、横並びで比較するには無理があるのではないかとこの各都市からの指摘もございまして、本市としても、一概に比較できるものではないと考えますが、直営収集比率が高いという状況にもございまして、効率的・効果的な収集体制のもと、事業運営を行っていくことは大変重要であると認識いたしております。

次に、本市の行財政改革の取り組みの状況でございますが、2次にわたる行財政改革プランの成果等を踏まえまして、平成19年度から検討を重ね、平成20年3月に新行財政改革プランを策定いたしまして、取り組みを推進しているところでございます。具体的な検討に当たりましては、民間でできるものは民間でという基本原則のもと、公と民の適切な役割分担による民間活用型公共サービス提供システムの構築を基本的な考え方といたしております。廃棄物処理事業につきましても、この基本的な考え方に基づきまして、これまで行政が担ってきた分野における民間部門の活用等について検討を進めてまいりまして、粗大ごみやミックスペーパーの収集運搬業務及び粗大ごみの処理業務の委託化などを着実に実施してまいりました。さらに、来年度から小物金属の収集運搬業務やミックスペーパー分別収集業務の全市実施、その他プラスチック製容器包装分別収集のモデル収集業務及びミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設の管理運営を民間へ委託する計画でございます。

なお、来年度、新総合計画実行計画のローリングや新たな行財政改革プラン策定の作業を行っていく中で、普通ごみや資源物等の収集運搬業務や処理センターの管理運営業務等についても民間活力の導入の検討を進めるなど、引き続きまして、効率的・効果的な執行体制の整備に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（潮田智信） 青山議員。

◆37番（青山圭一） それぞれ答弁をいただきましたが、市長に、今の議論を踏まえて、今後の廃棄物処理事業の方向性について見解を伺いたと思います。

○議長（潮田智信） 市長。

◎市長（阿部孝夫） 廃棄物処理事業についてのお尋ねでございますが、地球温暖化対策が国際社会の喫緊の課題となる中、本市におきましては、低炭素社会の構築に向けて、カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略に基づき、市民や事業者の方々との連携のもとに、積極的な取り組みを進めているところでございます。こうした中、廃棄物処理事業は、市民の快適な生活環境を守るというだけでなく、地球温暖化対策を見据え、CO₂を削減するという観点から、可能な限り廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進するという循環型の処理システムを構築することが重要となっております。このような考え方のもと、これまでしっかりと行財政改革に取り組み、人員、機材を減らしながらも新たにミックスペーパーの分別収集を行うなど、資源化処理の推進に取り組んできたところでございます。今後につきましても、資源物の収集運搬業務の民間委託の拡大を図るとともに、普通ごみの収集運搬業務についても、安定的で確実な収集体制の確保、災害時への対応、分別排出の徹底に向けた対応など多角的な観点から検討を進め、効率的・効果的な事業執行体制のもと、循環型の廃棄物処理を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（潮田智信） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 市長に再度伺います。この収集の直営比率などについて、やはり行革の大きな、ある面、本丸の部分だと思うんですね。普通ごみの民間委託について、次の4年間で行うのか行わないのか、未定なのか、お考えを伺いたしたいと思います。

○議長（潮田智信） 市長。

◎市長（阿部孝夫） 普通ごみ収集についてのお尋ねでございますが、普通ごみの収集運搬業務につきましては、先ほども申し上げましたように、安定的で確実な収集体制の確保、災害時への対応、資源化に向けた分別排出の徹底の対応など、多角的な観点から検討を進めていく必要があると考えております。また現在、環境省においては、循環型の廃棄物処理のさらなる推進を目指し、容器包装のプラスチックだけでなく、すべてのプラスチックを分別し、リサイクルを行うことを見据え、法改正の検討が進められていると伺っており、今後の分別収集体制に影響を与えることが予測されるところでございます。したがって、普通ごみの収集のあり方については、こうした国の動向を注視しつつ、総合的な観点から検討し、効率的・効果的な事業執行体制のもと、行財政改革をしっかりと進めながら、循環型の廃棄物処理を進めてまいります。以上でございます。

○議長（潮田智信） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 終わります。